

改正「生物多様性国家戦略」(案)に関する意見

IUCN 生態系保全委員会委員、京都大学名誉教授 河野昭一

新「生物多様性国家戦略」(案)から亜高山帯、高山帯(主として山岳自然公園を含む)の希少動植物相とその生息環境に関する条項が完全に欠落しているのはきわめて大きな問題である。現在、全国各地の山岳・高山地帯で人為により引き起こされている環境破壊(主として大規模土木工事)、入山者の急増によるオーバーユース、希少動植物相の生息、生育環境の攪乱、破壊等は、きわめて深刻な事態を迎えており、この項目の欠落は「新・生物多様性国家戦略案」にとり、致命的な欠陥である。

以下、環境省(案)

2. 国土における生物多様性の現状

* 3つの危機の構造の基礎となるデータについて、項目別に記述する。

(1) 生物種の生息・生育状況

・絶滅危惧種の選定、近年減少傾向にある生物、増加傾向にある生物、猛禽類、海棲哺乳類、移入種等の生息・生育状況。

(2) 森林・植生

・植生の現状、自然林・二次林の近年の減少傾向、森林の質的变化など。

[3] 高山、亜高山、特殊岩石層露頭地域の景観、生態系、動植物相と生息環境の保護、高山環境が直面する人為的負荷の軽減など。[新規盛り込みが必要]

(3) 里地里山

・里地里山の中核をなす二次林の分析、ふれあい活動フィールドの分析、希少種の生息状況、里地里山が抱える問題点など。

(4) 陸水域・浅海域

・湿原、河川・湖沼、干潟、藻場、サンゴ礁等の分布、生態的特性、改変状況等。

(5) 島嶼地域

・固有の動植物種が多いという島嶼生態系の特性と脆弱性。

(6) 都市地域

・高密度な土地利用がなされている都市地域における植生や生物の生息・生育状況等。

少なくとも、(2) 森林・植生の次ぎに、

(3) 緊急性が高い高山・亜高山を主とする山岳地帯、石灰岩、超塩基性岩(カンラン岩、蛇紋岩)の露頭がある特殊岩石地帯の希少植物相、動物相とその生息環境の保護・保全が盛り込まれるべきである。その中には、「**自然公園法の特別保護地区、並びに鳥獣保護法の特別保護地区**」が含まれている。

上記対象地域に関する現状：

(1) 山岳自然公園内における無原則的土木工事による自然破壊(高山植生、池溏、高山動植物の生息・生育環境の破壊)(北アルプス立山、乗鞍岳、大台ヶ原・大峰山、北海道大雪山系、早池峰山、等)

(2) 環境容量をはるかに超える入山者数、すなわちオーバーユースによる自然破壊(北アルプス立山、年間120? 150万人の入山者、主として観光客、その他の山岳についても実態調査が緊急に必要)

(3) マイカーの無原則的な乗り入れによる森林植生帯、亜高山帯、高山帯の動植物相に与える負荷の増大。高山帯へのマイカーの乗り入れ規制の緊急性(立山、上高地では、すでに業務用以外は、特別許可なしには乗り入れ不可)。
[乗鞍岳は、第1種地区であるにも関わらず、乗り入れ自由で、イヌなどペットの持ち込みもひどく、ライチョウの雛が食い殺されるなどの 想像に絶する事故あり。大台ヶ原-大峰山も第1種特別地区であるにもかかわらず規制無しで、針葉樹林帯への影響は多大]

(4) 無原則的なペット持ち込みの影響(高山帯にない病原菌持ち込みなどの懸念)

重要、かつ緊急性が高い検討事項：

(1) 基本的には、現行「自然公園法」の見直し必要。すなわち「保護」と「利用」という二律背反のこの法律の完全見直しが必要。まず、山岳自然公園には、新たに制定する「**自然保護法**」、と「**改正・自然環境保全法**」(**自然公園法はこの中に含める**)の二本立てとして、原則的には「**自然保護法**」による野生生物の保護・保全を明快に展開し、そのための細則をしっかりとした形で確立する。

盛り込まれるべき事項：

- 1) 自然公園内における無原則的な人工構造物の建設の禁止（ホテル等の建造物、低地平野部規格の道路[園地規格]、石碑等の標識[山岳自然公園内にしばしば巨大な石碑が建造されている]、その他）
- 2) 高山帯、亜高山帯における鳥獣の狩猟の禁止など、拘束力を明確に謳う。
- 3) マイカーの乗り入れ規制（立山、上高地では、すでに業務用以外は、特別許可なしには乗り入れ不可）
- 4) 入山者の総量規制の導入。立山におけるような年間100万を越える入山者は、異常に高く、高山環境への負荷は環境容量をはるかに上回る。
- 5) 山岳自然公園への入山料の徴収、自然環境保護の基金として運用、など立法処置が緊急に必要。
- 5) 高山帯、亜高山帯へのペットの持ち込み完全規制の法整備。
- 6) 文化財保護法の改正。国の「特別天然記念物」（ライチョウなど）（野生生物）の所管は、文化庁（社寺、仏閣などの建造物、絵画、彫刻などの文化財に限定）からはずし、環境省に完全移管とする。

以上

平成14年1月10日

「付記」

「山岳自然公園の第1種地域」と書きましたが、大台ヶ原の山上一帯は現在、自然公園法による「特別保護地区」に昇格し、かつ、鳥獣保護法による「国設鳥獣保護区特別保護地区」でもあることがわかりました。

平成14年1月11日